第三条第一項第二号八中「営まれる」を「行われる」に改め、同条第二項中「営まれて」を「行われて」に改め、同条第三項中「同条第十二号の十六イ」を「同条第十二号の十七イ」に、「同条第十二号の十七イ」を「同条第十二号の十八イ」に、「同条第十四項第一号」を「同条第十五項第一号」に、「同条第十八項第一号」を「同条第二十項第一号」を「同条第二十四項第一号」に、「第十八項第一号又は第二十二項第一号」を「第十五項第一号、第二十項第一号又は第二十四項第一号」に改める。

第三条の二第一項中「次に掲げる」を「一定の事由が生じたことを条件として議決権を有することとなる旨の定めがある」に、「投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）第二条第十四項（定義）に規定する投資口を含む。以下同じ。）又は出資」を「出資を含む。第三項において同じ。）で当該事由が生じていないもの」に、「第十八項第五号及び第二十項第五号」を「第二十項第五号及び第二十四項第五号」に改め、同項各号を削り、同条第二項中「第十八項第五号及び第二十二項第五号」を「第二十項第五号及び第二十四項第五号」に改め、同条第三項中「（以下この項において「被合併法人等」という。）を削り、「が交付を受ける」を「に交付される」に、「出資」を「投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）第二条第十四項（定義）に規定する投資口」に、「この項において同じ」を「同じ」に、「同条第十八項第五号」を「同条第二十項第五号」に改め、「法第二条第十二号の六の六（定義）に規定する」を削り、「が、会社法第百三十五条第三項（親会社株式の取得の禁止）その他の法令の規定により当該株主等による保有の制限をされるもの」を「（以下この項において「交付株式」という。）が次に掲げる株式」に、「株主等が有していた当該被合併法人等の株式（当該分割型分割に係る分割承継法人又は他の分割法人が有していたもの（当該他の分割法人が有していたものにあつては、当該分割型分割により分割承継法人に移転するものに限る。）を除く。）」を「交付株式」に、「令第四条の三第四項第五号」を「同条第四項第五号」に、「第十八項第五号及び第二十二項第五号」を「第二十項第五号及び第二十四項第五号」に、「発行済株式等」を「対価株式」に改め、同項に次の各号を加える。

一　会社法第百三十五条第三項（親会社株式の取得の禁止）その他の法令の規定により当該株主等による保有の制限をされる株式

二　法第二条第十二号の八、第十二号の十一又は第十二号の十七（定義）に規定する全部を保有する関係として政令で定める関係がある法人に交付される令第四条の三第四項第五号に規定する合併親法人株式、同条第八項第六号イに規定する分割承継親法人株式又は同条第二十項第五号に規定する株式交換完全支配親法人株式

第八条の二の三の見出しを削り、同条中「第八条第一項第十七号ロ」を「第八条第一項第十九号ロ」に改める。

第八条の三の十第二項中「の期間を加えた期間」を「を加えた月数」に改める。

第八条の五の二中「第二十三条第一項第四号ロ」を「第二十三条第一項第五号ロ」に改める。

第二十二条の三の見出しを削り、同条第一項中「第六十九条第三項（」を「第六十九条第四項（」に改め、同項第七号を同項第八号とし、同項第六号中「当該事業年度開始」を「事前確定届出給与に係る職務を執行する期間内」に、「特定譲渡制限付株式給与」を「令第六十九条第三項各号に掲げる給与」に、「支給金額」を「支給額（法第三十四条第五項に規定する業績連動給与又は金銭以外の資産による給与にあつては、その概要）」に改め、同号を同項第七号とし、同項第五号中「第二号」を「第三号」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号中「第六十九条第三項第二号」を「第六十九条第四項第二号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号中「第六十九条第三項第一号」を「第六十九条第四項第一号」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号中「及び」を「並びに」に、「支給金額」を「支給額又は交付する株式若しくは新株予約権の銘柄、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める事項及び条件その他の内容」に改め、同号に次のように加える。

イ　令第七十一条の三第一項（確定した数の株式を交付する旨の定めに基づいて支給する給与に係る費用の額等）に規定する確定数給与に該当する場合　その交付する数及び同項に規定する交付決議時価額

ロ　内国法人の役員の職務につき、所定の時期に、確定した額の金銭債権に係る法第五十四条第一項（譲渡制限付株式を対価とする費用の帰属事業年度の特例）に規定する特定譲渡制限付株式又は法第五十四条の二第一項（新株予約権を対価とする費用の帰属事業年度の特例等）に規定する特定新株予約権を交付する旨の定めに基づいて支給する給与に該当する場合　当該金銭債権の額

第二十二条の三第一項第二号を同項第三号とし、同項第一号中「支給する給与（同号）」を「支給する給与で同項第一号に規定する定期同額給与及び同条第五項に規定する業績連動給与のいずれにも該当しないもの（同条第一項第二号イ」に、「特定譲渡制限付株式給与（同号に規定する特定譲渡制限付株式又は当該特定譲渡制限付株式に係る同号に規定する承継譲渡制限付株式による給与をいう。第六号において同じ。）」を「令第六十九条第三項各号に掲げる給与」に、「（第六号）」を「（第七号）」に改め、同号を同項第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一　届出をする内国法人の名称、納税地及び法人番号並びに代表者の氏名

第二十二条の三第二項中「第六十九条第四項に」を「第六十九条第五項に」に改め、「事項は、」の下に「第一号に掲げる事項及び」を加え、「第六号」を「第七号」に、「次に掲げる事項」を「第二号から第八号までに掲げる事項」に改め、同項第七号を同項第八号とし、同項第六号を同項第七号とし、同項第五号中「第二号」を「第三号」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号を同項第五号とし、同項第三号イ中「第六十九条第四項第一号」を「第六十九条第五項第一号」に改め、同号ロ中「第六十九条第四項第二号」を「第六十九条第五項第二号」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号中「及び」を「並びに」に、「支給金額」を「支給額又は交付する株式若しくは新株予約権の銘柄、前項第三号イ若しくはロに掲げる場合の区分に応じそれぞれ同号イ若しくはロに定める事項及び条件その他の内容」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号を同項第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

4　法第三十四条第一項第三号に規定する内国法人が同族会社である場合における同号イ(3)の規定の適用については、同号イに規定する有価証券報告書又は前項第一号から第三号までに規定する報告書は当該内国法人との間に完全支配関係がある法人（同族会社を除く。以下この項において「完全支配関係法人」という。）が提出するこれらの報告書とし、前項第四号に規定する開示は完全支配関係法人が行う開示とする。

第二十五条の九の見出し並びに同条第一項及び第二項を削り、同条第三項中「第百十一条の二第三項第二号」を「第百十一条の二第二項第二号（譲渡制限付株式の範囲等）」に改め、「承継譲渡制限付株式（法第五十四条第一項」の下に「（譲渡制限付株式を対価とする費用の帰属事業年度の特例）」を加え、「この項」を「この条」に、「給与等課税事由が生ずる」を「給与等課税額が生ずることが確定した」に、「第百十一条の二第五項」を「第百十一条の二第四項」に改め、「消滅した債権の額」の下に「（令第七十一条の三第一項（確定した数の株式を交付する旨の定めに基づいて支給する給与に係る費用の額等）に規定する確定数給与にあつては、同項に規定する交付決議時価額）」を加え、「同項」を「令第百十一条の二第一項第一号に規定する」を加え、同項を同条とする。

第二十六条の二第二項第一号中「第百十二条第五項第一号」に、「（次号において「支配関係発生日」という。）」を「の属する事業年度開始の日（次号において「支配関係事業年度開始日」という。）」に改め、同項第二号中「支配関係発生日」を「支配関係事業年度開始日」に改める。

第二十六条の九中「第百十九条第一項第九号ロ（」を「第百十九条第一項第十号ロ（」に改め、同条第一号中「第百十九条第一項第九号ロ」を「第百十九条第一項第十号ロ」に改め、同条第二号中「第百十九条第一項第九号ロ」を「第百十九条第一項第十号ロ」に、「適格株式交換」を「適格株式交換等」に改め、同条第三号中「適格株式交換」を「適格株式交換等」に改める。

第二十七条の三第一号中「もの」の下に「及び株式分配」を加え、同条第六号中「株式交換完全親法人」を「株式交換等完全親法人」に、「分割又は株式交換」を「分割又は株式交換等」に改め、同条第十四号中「第二十四条第一項第三号から第六号まで」を「第二十四条第一項第四号から第七号まで」に改め、同号を同条第十六号とし、同条第十三号中「第六十一条の二第十三項各号」を「第六十一条の二第十四項各号」に改め、同号を同条第十五号とし、同条第十二号を同条第十四号とし、同条第十一号中「株式交換完全子法人」を「株式交換等完全子法人」に、「株式交換　当該株式交換」を「株式交換等　当該株式交換等」に改め、同号を同条第十三号とし、同条第十号を同条第十一号とし、同号の次に次の一号を加える。

十二　その有していた株式を発行した法人を現物分配法人とする株式分配　当該株式分配の日